【別紙様式３】

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第４条第２項第１号に基づく公表）

（単位：千円）

基金の名称			特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金
基金設置法人名			医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
基金の額		今回造成額	28,450,887
		造成完了時における残高	231,131,987
	（うち国費相当額）	今回造成額	28,450,887
		造成完了時における残高	231,131,987
基金事業等の概要			本事業は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「Ｂ肝特措法」という。）に基づき、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に基金を造成し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者等に給付金等を支給するものである。
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期		令和8年度
	採択事業の最終的な終了予定時期		Ｂ肝特措法上規定なし
	基金の解散予定時期		Ｂ肝特措法上規定なし
基金事業等の目標			本事業は、裁判所の仲介の下、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じることにより、感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的としたものであり、定量的な目標値を設定することは困難であるが、引き続き、和解が迅速かつ適正に進むよう真摯に取り組んでいく。
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制			Ｂ肝特措法第37条により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に基金を設置することとされている。
その他の事項			